小林市のごみ・リサイクル処理の流れ

事業者は、処理業の許可を有す事業者と契約を交わし、廃棄物を適正に処理しなければならないことが義務付けされています。
【廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第3条】
事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

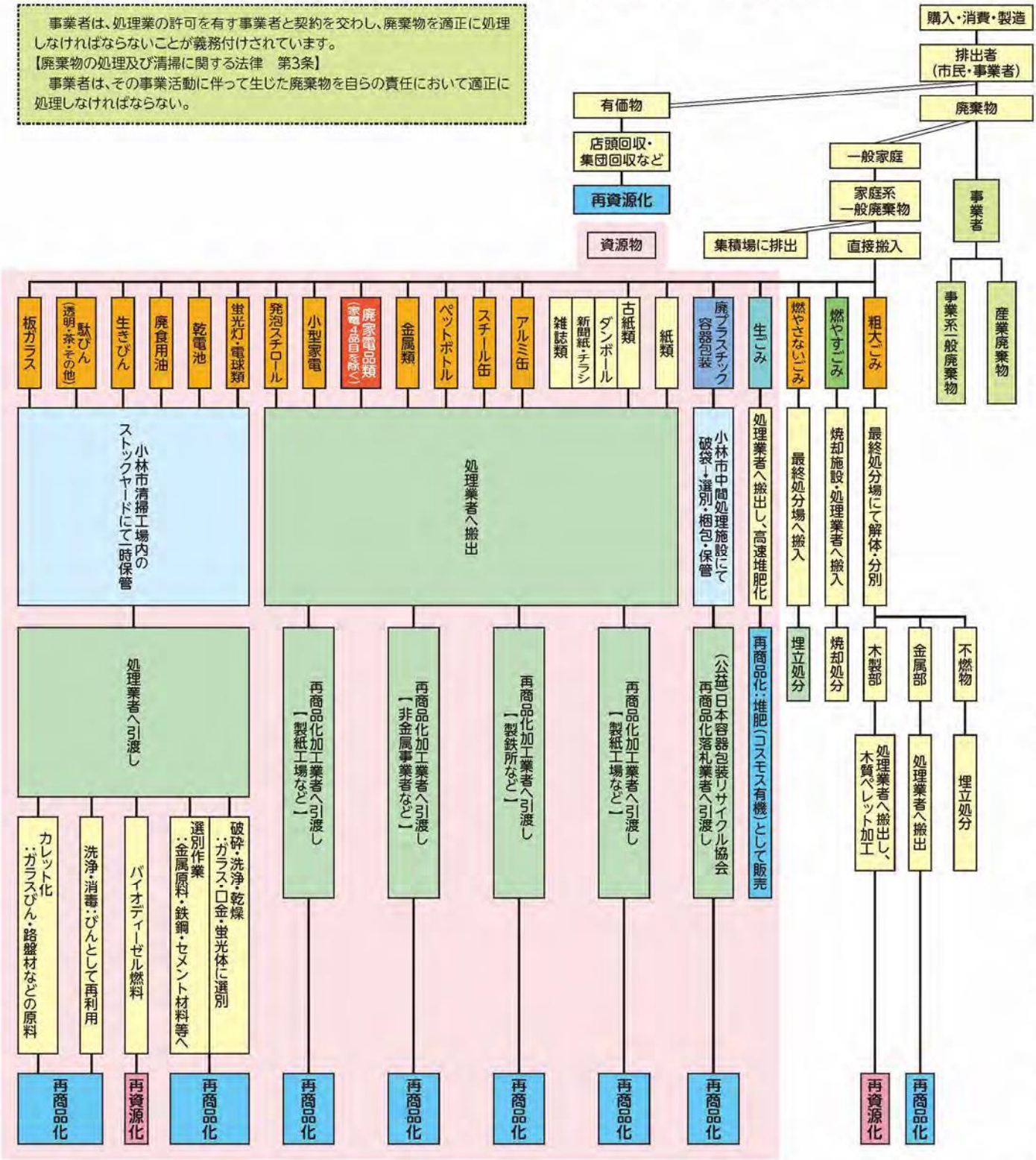

ごみ分別 虎の巻　令和7年12月発行

発行　小林市／株式会社サイネックス
小林市HP　サイネックスHP

制作　株式会社サイネックス
〒543-0001
大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売　株式会社サイネックス　南九州支店
〒890-0034 鹿児島県鹿児島市田上6丁目8-20
TEL.099-253-6398
※掲載している広告は、令和7年12月現在の情報です。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。
QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
UD FONT　見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。